

平成 29 年（2017 年）公示

学習指導要領 小学校外国語活動 新旧対照資料

Contents

〔改訂のポイントと新旧対照〕

小学校 各教科等の授業時数	1
幼稚園教育要領，小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント（抜粋）	2
小学校外国語活動 学習指導要領の新旧対照	4

〔全文〕

小学校総則 学習指導要領 全文	11
-----------------	----

※この冊子は，平成 29 年（2017 年）3 月 31 日に文部科学省が公示した学習指導要領，その他関連資料をもとに作成しています。

【小学校 各教科等の授業時数】

平成 29 年 3 月 31 日公示より作成

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の授業時数を以下のとおり変更する。

区	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015

注) 中学校連携型小学校, 義務教育学校前期課程, 中学校併設型小学校においても同様

(この表の授業時数の1単位時間は, 45分とする。)

現行

区	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

(この表の授業時数の1単位時間は, 45分とする。)

【幼稚園教育要領，小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント(抜粋)】

平成 29 年 2 月 14 日発表資料より抜粋

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし，子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質をさらに高め，確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため，「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう，全ての教科等を，

①知識及び技能，②思考力，判断力，表現力等，③学びに向かう力，人間性等の3つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き，生命の連続性などについて理解させるとともに，②観察，実験など科学的に探(生命領域) 究する活動を通して，生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い，③科学的に探究する態度や生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により，子供たちの知識の理解の質の向上を図り，これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては，これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく，これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ，授業を工夫・改善する必要。

語彙を表現に生かす，社会について資料に基づき考える，日常生活の文脈で数学を活用する，観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し，特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力，情報活用能力，問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには，教科等横断的な学習を充実する必要。また，「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で，習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため，学校全体として，教育内容や時間の適切な配分，必要な人的・物的体制の確保，実施状況に基づく改善などを通して，教育課程に基づく教育活動の質を向上させ，学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた，語彙の確実な習得，意見と根拠，具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中：国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成，立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中：総則，各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数，中：数学）や見直しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数，中：数学），自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

伝統や文化に関する教育の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月，中：平成31年4月）による，道徳的価値を自分事として理解し，多面的・多角的に深く考えたり，議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ，挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則），自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

外国語教育の充実

- ・小学校において，中学年で「外国語活動」を，高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては，新教材の整備，研修，外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し，外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに，国語教育との連携を図り日本語の特徴やよさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則，各教科等）
- ・幼小，小中，中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則，各教科等）

○主権者教育，消費者教育，防災・安全教育などの充実

- ・自然災害に関する内容（小中：理科）
- ・オリンピック・パラリンピックに関連した障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則，道徳，特別活動）

○情報活用能力（プログラミング教育を含む）

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
- ・コンピュータでの文字入力等の習得，プログラミング的思考の育成（小：総則，各教科等（算数，理科，総合的な学習の時間など））

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）

○子供たちの発達の支援（障害に応じた指導，日本語の能力等に応じた指導，不登校等）

- ・学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実について，小学校段階から明記。（小中：総則，特別活動）
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則，各教科等）
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則），夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

【 小学校外国語活動の新旧対照 】

平成 29 年 3 月 31 日公示より作成
 点線 部分が表記の変更、波線 部分が主な注意点

	改訂後(外国語活動)	現行(外国語活動)
外国語の目標	<p>第1 目標</p> <p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による<u>聞くこと</u>、<u>話すこと</u>の言語活動を通して、<u>コミュニケーションを図る素地</u>となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 外国語を通して、<u>言語や文化について体験的に理解を深め</u>、<u>日本語と外国語との音声の違い等に気付く</u>とともに、<u>外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ</u>ようにする。</p> <p>(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして<u>自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地</u>を養う。</p> <p>(3) 外国語を通して、<u>言語やその背景にある文化に対する理解を深め</u>、<u>相手に配慮しながら</u>、<u>主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度</u>を養う。</p>	<p>第1 目標</p> <p>外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。</p> <p>中学年「素地」／高学年「基礎」</p> <p>「知識及び技能の習得」に相当</p> <p>「思考力・判断力・表現力等の育成」に相当</p> <p>「学びに向かう力、人間性等の涵養^{かん}」に相当</p>
英語	<p>第2 各言語の目標及び内容等</p> <p>英語</p> <p>1 目標</p> <p>英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、<u>聞くこと</u>、<u>話すこと</u>と<u>[やり取り]</u>、<u>話すこと</u>と<u>[発表]</u>の三つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。</p> <p>(1) 聞くこと</p> <p>ア <u>ゆっくりはっきりと話された際に</u>、自分のことや身の回りの物を表す簡単な語句を聞き取るようにする。</p> <p>イ <u>ゆっくりはっきりと話された際に</u>、身近で簡単な事柄に関する基本的な表現の意味が分かるようにする。</p> <p>ウ <u>文字の読み方が発音されるのを聞いた際に</u>、どの文字であるかが分かるようにする。</p>	<p>(新設)</p> <p>「話すこと」が「話すこと[やり取り]」と「話すこと[発表]」の2つに分かれて3領域に</p>

	改訂後(外国語活動)	現行(外国語活動)
	<p>(2) 話すこと [やり取り]</p> <p>ア 基本的な表現を用いて挨拶、感謝、簡単な指示をしたり、それらに応じたりするようにする。</p> <p>イ 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて伝え合うようにする。</p> <p>ウ サポートを受けて、自分や相手のこと及び身の回りの物に関する事柄について、簡単な語句や基本的な表現を用いて質問をしたり質問に答えたりするようにする。</p> <p>(3) 話すこと [発表]</p> <p>ア 身の回りの物について、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。</p> <p>イ 自分のことについて、人前で実物などを見せながら、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。</p> <p>ウ 日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを、簡単な語句や基本的な表現を用いて話すようにする。</p>	<p>ア～ウで、「人前で実物などを見せながら」を強調</p>
第3学年及び第4学年	<p>2 内容</p> <p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>[知識及び技能]</p> <p>(1) 英語の特徴等に関する事項</p> <p>実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること。</p> <p>イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。</p> <p>(ア) 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。</p> <p>(イ) 日本と外国との生活や習慣、行事などの違いを知り、多様な考え方があることに気付くこと。</p> <p>(ウ) 異なる文化をもつ人々との交流などを体験し、文化等に対する理解を深めること。</p>	<p>2 内容</p> <p>[第5学年及び第6学年]</p> <p>1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項について指導する。</p> <p>(1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。</p> <p>(3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知ること。</p> <p>2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めることができるよう、次の事項について指導する。</p> <p>(1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。</p> <p>(2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。</p> <p>(3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。</p>

	改訂後(外国語活動)	現行(外国語活動)
第3学年及び第4学年	<p>[思考力, 判断力, 表現力等]</p> <p>(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し, 英語で表現したり, 伝え合ったりすることに関する事項</p> <p>具体的な課題等を設定し, <u>コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 情報や考えなどを表現することを通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。</u></p> <p>ア <u>自分のことや身近で簡単な事柄について, 簡単な語句や基本的な表現を使って, 相手に配慮しながら, 伝え合うこと。</u></p> <p>イ <u>身近で簡単な事柄について, 自分の考えや気持ちなどが伝わるよう, 工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。</u></p> <p>(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項</p> <p>① 言語活動に関する事項</p> <p>(2)に示す事項については, (1)に示す事項を活用して, 例えば次のような言語活動を通して指導する。</p> <p>ア 聞くこと</p> <p>(ア) <u>挨拶や簡単な指示を聞いて, それらに応じたり, 身近な事柄に関する短い話を聞いておおよその内容を理解したりする活動。</u></p> <p>(イ) <u>身近な人や身の回りの物に関する簡単な語句や基本的な表現を聞いて, それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。</u></p> <p>(ウ) <u>文字の読み方が発音されるのを聞いて, 活字体で書かれた文字と結び付ける活動。</u></p> <p>イ 話すこと [やり取り]</p> <p>(ア) <u>知り合いと簡単な挨拶を交わしたり, 感謝や簡単な指示, 依頼をして, それらに応じたりする活動。</u></p> <p>(イ) <u>自分のことや身の回りの物について, 動作を交えながら, 好みや要求などの自分の気持ちや考えなどを伝え合う活動。</u></p> <p>(ウ) <u>自分や相手の好み及び欲しい物などについて, 簡単な質問をしたり質問に答えたりする活動。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <div data-bbox="863 1518 1485 1597" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「話すこと」は「イ 話すこと[やり取り]」と「ウ 話すこと[発表]」の2つに分けて表示</p> </div>

	改訂後(外国語活動)	現行(外国語活動)
第 3 学 年 及 び 第 4 学 年	<p>ウ 話すこと [発表]</p> <p>(ア) <u>身の回りの物の数や形状など</u>について, <u>人前で実物やイラスト, 写真などを見せながら</u>話す活動。</p> <p>(イ) <u>自分の好き嫌いや, 欲しい物など</u>について, <u>人前で実物やイラスト, 写真などを見せながら</u>話す活動。</p> <p>(ウ) <u>時刻や曜日, 場所など</u>, 日常生活に関する身近で簡単な事柄について, <u>人前で実物やイラスト, 写真などを見せながら</u>, <u>自分の考えや気 持ちなどを話す活動。</u></p> <p>② 言語の働きに関する事項</p> <p><u>言語活動を行う</u>に当たり, 主として次に示すような<u>言語の使用場面や言語の働き</u>を取り上げるようにする。</p> <p>ア <u>言語の使用場面</u>の例</p> <p>(ア) 児童の身近な暮らしに関わる場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での生活 ・ 学校での学習や活動 ・ 地域の行事 ・ 子供の遊び など <p>(イ) 特有の表現がよく使われる場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶 ・ 自己紹介 ・ 買物 ・ 食事 ・ 道案内 など <p>イ <u>言語の働き</u>の例</p> <p>(ア) <u>コミュニケーションを円滑にする</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶をする ・ 相づちを打つ など <p>(イ) 気持ちを伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 礼を言う ・ 褒める など <p>(ウ) <u>事実・情報を伝える</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明する ・ 答える など <p>(エ) 考えや意図を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申し出る ・ 意見を言う など <p>(オ) 相手の行動を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問する ・ 依頼する ・ 命令する <p>など</p>	<p>2 第2の内容の取扱いについては, 次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 2 学年間を通じ指導に当たっては, 次のような点に配慮するものとする。</p> <p>オ <u>外国語でのコミュニケーションを体験させる</u>に当たり, 主として次に示すような<u>コミュニケーションの場面やコミュニケーションの働き</u>を取り上げるようにすること。</p> <p>[<u>コミュニケーションの場面の例</u>]</p> <p>(イ) 児童の身近な暮らしにかかわる場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での生活 ・ 学校での学習や活動 ・ 地域の行事 ・ 子どもの遊び など <p>(ア) 特有の表現がよく使われる場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 自己紹介 ・ 買物 ・ 食事 ・ 道案内 など <p>[<u>コミュニケーションの働きの例</u>]</p> <p>(ア) <u>相手との関係を円滑にする</u></p> <p>(イ) 気持ちを伝える</p> <p>(ウ) <u>事実</u>を伝える</p> <p>(エ) 考えや意図を伝える</p> <p>(オ) 相手の行動を促す</p>

改訂後(外国語活動)	現行(外国語活動)
<p>3 英語の指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>(1) 指導計画の作成に当たっては、<u>第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら</u>、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、<u>児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図る</u>ようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。</p> <p>イ 学年ごとの目標を適切に定め、2年間を通じて外国語活動の目標の実現を図るようにすること。</p> <p>ウ 実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、2の(1)に示す事項について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、<u>英語を初めて学習することに配慮し</u>、簡単な語句や基本的な表現を使いながら、友達との関わりを大切に<u>した体験的な言語活動</u>を行うこと。</p> <p>エ <u>言語活動で扱う題材は</u>、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他教科等で児童が学習したことを活用したり、<u>学校行事で扱う内容と関連付けたり</u>するなどの工夫をすること。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>← <u>高学年及び中学校・高等学校との接続に留意</u> (新設)</p> <p>← <u>アクティブ・ラーニング</u></p> <p>(2) <u>各学校においては、児童や地域の実態に応じて</u>、学年ごとの目標を適切に定め、2年間を通して外国語活動の目標の実現を図るようにすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 児童の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。</p> <p>ア 第5学年における活動</p> <p><u>外国語を初めて学習することに配慮し</u>、児童に身近で基本的な表現を使いながら、<u>外国語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に</u>、友達とのかかわりを大切に<u>した体験的なコミュニケーション活動</u>を行うようにすること。</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) <u>指導内容や活動については</u>、児童の興味・関心にあったものとし、国語科、音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、<u>指導の効果を高める</u>ようにすること。</p> <p>← <u>他教科や学校行事との関連付け</u></p>

	改訂後(外国語活動)	現行(外国語活動)
第 3 学 年 及 び 第 4 学 年	<p>オ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。<u>また、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。</u></p> <p>カ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>キ 学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。</p> <p>(2) 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 英語でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。</p> <p>イ <u>文字については、</u>児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと。</p> <p>ウ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。</p>	<p>2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 2 学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。</p> <p>エ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるようにすること。</p> <p>(新設)</p> <p>障害のある児童への配慮</p> <p>(5) 指導計画の作成や授業の実施については、学級担任の教師又は外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に<u>堪能な地域の人々の</u>協力を得るなど、指導体制を充実すること。</p> <p>2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 2 学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。</p> <p>ア <u>外国語</u>でのコミュニケーションを体験させる際には、児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。</p> <p>イ <u>外国語でのコミュニケーションを体験させる際には、音声面を中心とし、アルファベットなどの文字や単語の取扱いについては、</u>児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして用いること。</p> <p>ウ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。</p>

		現行(外国語活動)
第3学年及び第4学年	<p>エ 身近で簡単な事柄について、友達に質問したり質問に答えたりする力を育成するため、<u>ペア・ワーク、グループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫すること</u>。その際、相手とコミュニケーションを行うことに課題がある児童については、個々の児童の特性に応じて指導内容や指導方法を工夫すること。</p> <p>オ 児童が身に付けるべき資質・能力や児童の実態、教材の内容などに応じて、<u>視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し</u>、児童の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図るようにすること。</p> <p>カ 各単元や各時間の指導に当たっては、コミュニケーションを行う目的、場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、<u>児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること</u>。</p>	<p>(新設)</p> <p>← <u>ペア・ワークやグループ・ワークなど学習形態の工夫</u></p> <p>(6) 音声を取り扱う場合には、CD、DVD などの視聴覚教材を積極的に活用すること。その際、使用する視聴覚教材は、児童、学校及び地域の実態を考慮して適切なものとする。</p> <p>← <u>教育機器の有効活用</u></p> <p>(新設)</p> <p>← <u>児童の主体的な学習</u></p>
	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 外国語活動においては、<u>言語やその背景にある文化に対する理解が深まるよう指導するとともに</u>、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を行う際は、英語を取り扱うことを原則とすること。</p> <p>2 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること。</p> <p>(7) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語活動の特質に応じて適切な指導をすること。</p>

第 1 章 総則

第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第 3 の 1 に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の^{かん}涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を^{ひら}拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第 2 の 3 の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3) 学びに向かう力、人間性等を^{かん}涵養すること。
- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

- ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。
- オ 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。
- カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

- ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

- イ 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。
- (ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。
- (イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。
- (ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。
- (エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。
- エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
- ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。
- イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。
- エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。
- また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。
- (2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学習の過程を重視すること。

- (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

- (4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏ま

え、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参

加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

- 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。



本 社	〒543-0052 大阪市天王寺区大道 4 丁目 3 番 25 号	電話 (06) 6779-1531
東京支社	〒113-0023 東京都文京区向丘 2 丁目 3 番 10 号	電話 (03) 3814-2151
札幌支社	〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 2 丁目 6 番 1 号	電話 (011) 842-8595
東海支社	〒461-0004 名古屋市東区葵 1 丁目 4 番 34 号双栄ビル 2 階	電話 (052) 935-2585
広島支社	〒732-0052 広島市東区光町 1 丁目 7 番 11 号広島CDビル 5 階	電話 (082) 261-7246
九州支社	〒810-0022 福岡市中央区薬院 1 丁目 5 番 6 号ハイヒルズビル 5 階	電話 (092) 725-6677